

4月1日から消費税が引き上げられます

消費税法が改正されました

消費税法等の一部が改正され、4月1日から消費税の税率が5%から8%に引き上げられます。国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) では「消費税法改正のお知らせ」の特集ページを設け、改正内容等の広報や周知を行っていますので、ご覧ください。

また、消費税法等の主な改正内容を記載したリーフレット「消費税法改正等のお知らせ」についても、各税務署の窓口にも備え付けてあります。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 鹿屋税務署 ☎ 0994-42-3127

価格転嫁に関する相談窓口を設けています

平成25年10月1日から施行された消費税転嫁対策特別措置法は、大規模小売事業者等による中小企業・小規模事業者等に対する消費税の転嫁拒否等の行為の防止を目的としています。

具体的には、消費税の転嫁を阻害する取引価格の「減額」や「買ったたき」といった行為を禁止することに加えて、消費税の転嫁を阻害するような宣伝や広告などが禁止されます。価格転嫁等の事でお困りのことがありましたら、消費税価格転嫁等総合相談センター（☎ 0570-200-123）までご相談ください。
※通話料がかかります。

☎ 市商工観光課（2階） ☎ 0994-31-1164

使用料・手数料の改定について

市では4月1日からの消費税引き上げに伴い、消費税等が適用される使用料・手数料等を改定する予定です。

施設の使用料、手数料は、施設を利用しない人との公平性を確保する観点から、施設の利用者に施設維持に必要な経費の一部を負担していただくもので、施設維持に必要な経費には消費税等が転嫁されています。税率引き上げに伴い増加する分をすべて税金で賄うと、利用しない人により多くの負担を強いることとなり、公平性を欠くことから、税率引き上げ分を適正に転嫁する必要があります。

なお、住宅使用料や住民票、戸籍謄・抄本などの手数料は消費税等が適用されませんので、これまでと料金は変わりません。

変更となる主な使用料等

1	かのやばら園入園料	11	水道事業給水料金
2	オレンジパーク串良入園料	12	輝北簡易水道事業料金
3	かのやグラウンド・ゴルフ場使用料	13	準用河川流水占用料
4	多目的グラウンド使用料	14	農業集落排水処理施設使用料
5	都市・市立公園使用料	15	し尿投入手数料・ごみ処理手数料
6	市営駐車場使用料	16	市民交流センター使用料
7	「湯遊ランドあいら」使用料（入浴料を含む）	17	公民館使用料
8	串良温泉センター使用料（入浴料を含む）	18	体育館使用料
9	道路占用料	19	文化会館使用料
10	下水道使用料	20	武道館使用料

ほか各研修施設・センター等使用料

☎ 市財政課（3階） ☎ 0994-31-1126